

承認事項改正案文

～ 目次 ～

- 一般職非常勤職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について（1頁）



知事

記

「一般職非常勤職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について」(平成27年3月24日付26人委任第175号同意・承認)の一部を下記のとおり改正する。

改正案

一般職非常勤職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について

1から4まで (現行のとおり)

5 改正年月日

平成30年4月1日

現行

一般職非常勤職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について

1から4まで (略)

5 改正年月日

平成28年4月1日

【別表】

項番	承認番号等	項目	職務専念義務	報酬減額
1から16まで		(現行のとおり)		
17	18人委任第163号	職員団体の活動に従事する職員の職務専念義務の免除について	免除する ただし、一 年度につき 月15日及び 16日勤務の 場合は23日 以内、月11 日から14日 勤務の場合は 12日以内	免除しない
18		(現行のとおり)		

【別表】

項番	承認番号等	項目	職務専念義務	報酬減額
1から16まで		(略)		
17	18人委任第163号	職員団体の活動に従事する職員の職務専念義務の免除について	免除する ただし、一 年度につき 23日以内	免除しない
18		(略)		

「一般職非常勤職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について」（平成27年3月24日付26人委任第175号同意・承認）の一部を下記のとおり改正する。



記

改正案

現行

一般職非常勤職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について

一般職非常勤職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について

1から4まで（現行のとおり）

1から4まで（略）

5 改正年月日

5 改正年月日

平成30年4月1日

平成28年4月1日

【別表】

【別表】

項番	承認番号等	項目	職務専念義務	報酬減額
1から19まで		（現行のとおり）		
20	18人委任第163号	職員団体の活動に従事する職員の職務専念義務の免除について	免除する ただし、一 年度につき 月15日及び 1.6日勤務の 場合は23日 以内、月11 日から14日 勤務の場合は 1.2日以内	免除しない
21		（現行のとおり）		
1から19まで		（略）		
20	18人委任第163号	職員団体の活動に従事する職員の職務専念義務の免除について	免除する ただし、一 年度につき 23日以内	免除しない
21		（略）		

「一般職非常勤職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について」(平成27年3月24日付26人委任第175号同意・承認)の一部を下記のとおり改正する。

記



別紙

改正案

現行

一般職非常勤職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について

一般職非常勤職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について

1から4まで (現行のとおり)

1から4まで (略)

5 改正年月日

5 改正年月日

平成30年4月1日

平成28年4月1日

【別表】

【別表】

項番	承認番号等	項目	職務専念義務	報酬減額
1から12まで		(現行のとおり)		
13	18人委任第163号	職員団体の活動に従事する職員の職務専念義務の免除について	免除する ただし、一 年度につき 月15日及び 16日勤務の 場合は23日 以内、月11 日から14日 勤務の場合は 12日以内	免除しない
14		(現行のとおり)		

項番	承認番号等	項目	職務専念義務	報酬減額
1から12まで		(略)		
13	18人委任第163号	職員団体の活動に従事する職員の職務専念義務の免除について	免除する ただし、一 年度につき 23日以内	免除しない
14		(略)		

監査

「一般職非常勤職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について」(平成27年3月24日付26人委任第175号同意・承認)の一部を下記のとおり改正する。

記

改正案

一般職非常勤職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について

1から4まで (銀行のとおり)

5 改正年月日

平成30年4月1日

現行

一般職非常勤職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について

1から4まで (略)

5 改正年月日

平成28年4月1日

【別表】

項番	承認番号等	項目	職務専念義務	報酬減額
1から11まで		(現行のとおり)		
12	18人委任第163号	職員団体の活動に従事する職員の職務専念義務の免除について	免除する ただし、一 年度につき 月15日及び 16日勤務の 場合は23日 以内、月11 日から14日 勤務の場合は 12日以内	免除しない
13		(現行のとおり)		

【別表】

項番	承認番号等	項目	職務専念義務	報酬減額
1から11まで		(略)		
12	18人委任第163号	職員団体の活動に従事する職員の職務専念義務の免除について	免除する ただし、一 年度につき 23日以内	免除しない
13		(略)		

選管

記

「一般職非常勤職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について」（平成27年3月24日付26人委任第175号同意・承認）の一部を下記のとおり改正する。

改正案

一般職非常勤職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について

1から4まで（現行のとおり）

5 改正年月日  
平成30年4月1日

現行

一般職非常勤職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について

1から4まで（略）

5 改正年月日  
平成28年4月1日

【別表】

項番	承認番号等	項目	職務専念義務	報酬減額
1から11まで		(現行のとおり)		
12	18人委任第163号	職員団体の活動に従事する職員の職務専念義務の免除について	免除する ただし、一 年度につき 月15日及び 16日勤務の 場合は23日 以内、月11 日から14日 勤務の場合は 12日以内	免除しない
13		(現行のとおり)		

【別表】

項番	承認番号等	項目	職務専念義務	報酬減額
1から11まで		(略)		
12	18人委任第163号	職員団体の活動に従事する職員の職務専念義務の免除について	免除する ただし、一 年度につき 23日以内	免除しない
13		(略)		

「一般職非常勤職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について」（平成27年3月24日付26人委任第175号同意・承認）の一部を下記のとおり改正する。

記

改正案

一般職非常勤職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について

1から4まで（現行のとおり）

5 改正年月日

平成30年4月1日

現行

一般職非常勤職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について

1から4まで（略）

5 改正年月日

平成28年4月1日

【別表】

項番	承認番号等	項目	職務専念義務	報酬減額
1から11まで		(現行のとおり)		
12	18人委任第163号	職員団体の活動に従事する職員の職務専念義務の免除について	免除するただし、一年度につき月15日及び16日勤務の <u>場合は23日以内、月11日から14日勤務の場合は12日以内</u>	免除しない
13		(現行のとおり)		

【別表】

項番	承認番号等	項目	職務専念義務	報酬減額
1から11まで		(略)		
12	18人委任第163号	職員団体の活動に従事する職員の職務専念義務の免除について	免除するただし、一年度につき <u>23日以内</u>	免除しない
13		(略)		

人委





記

「一般職非常勤職員の職務専念義務の免除について」（平成27年3月24日付26人委任第175号同意）の一部を下記のとおり改正する。

改正案

一般職非常勤職員の職務専念義務の免除について

1から4まで（現行のとおり）

5 改正年月日  
平成30年4月1日

現行

一般職非常勤職員の職務専念義務の免除について

1から4まで（略）

5 改正年月日  
平成28年4月1日

【別表】

項番	承認番号等	項目	職務専念義務
1から14まで		(現行のとおり)	
15	18人委任第163号	労働組合の活動に従事する職員の職務専念義務の免除について	免除する ただし、一 年度につき 月15日及び 16日勤務の 場合は23日 以内、月11 日から14日 勤務の場合は 12日以内
16		(現行のとおり)	

【別表】

項番	承認番号等	項目	職務専念義務
1から14まで		(略)	
15	18人委任第163号	労働組合の活動に従事する職員の職務専念義務の免除について	免除する ただし、一 年度につき 23日以内
16		(略)	



「一般職非常勤職員の職務専念義務の免除について」（平成27年3月24日付26人委任第175号同意）の一部を下記のとおり改正する。

記

改正案

一般職非常勤職員の職務専念義務の免除について

1から4まで（現行のとおり）

5 改正年月日

平成30年4月1日

【別表】

項番	承認番号等	項目	職務専念義務
1から14まで		(現行のとおり)	
15	18人委任第163号	労働組合の活動に従事する職員の職務専念義務の免除について	免除する ただし、一年度につき <u>月15日</u> 及び <u>16日勤務</u> の場合は23日以内、 <u>月11日</u> から <u>14日勤務</u> の場合は12日以内
16		(現行のとおり)	

現行

一般職非常勤職員の職務専念義務の免除について

1から4まで（略）

5 改正年月日

平成28年4月1日

【別表】

項番	承認番号等	項目	職務専念義務
1から14まで		(略)	
15	18人委任第163号	労働組合の活動に従事する職員の職務専念義務の免除について	免除する ただし、一年度につき <u>23日</u> 以内
16		(略)	



記

「一般職非常勤職員の職務専念義務の免除について」（平成27年3月24日付26人委任第175号同意）の一部を下記のとおり改正する。

改正案

一般職非常勤職員の職務専念義務の免除について

1から4まで（現行のとおり）

5 改正年月日

平成30年4月1日

現行

一般職非常勤職員の職務専念義務の免除について

1から4まで（略）

5 改正年月日

平成28年4月1日

【別表】

項番	承認番号等	項目	職務専念義務
1から14まで		(現行のとおり)	
15	18人委任第163号	労働組合の活動に従事する職員の職務専念義務の免除について	免除する ただし、一 年度につき 月15日及び 16日勤務の 場合は23日 以内、月11 日から14日 勤務の場合は 12日以内
16		(現行のとおり)	

【別表】

項番	承認番号等	項目	職務専念義務
1から14まで		(略)	
15	18人委任第163号	労働組合の活動に従事する職員の職務専念義務の免除について	免除する ただし、一 年度につき23日 以内
16		(略)	

